

宮古市緊急通報装置貸与事業について

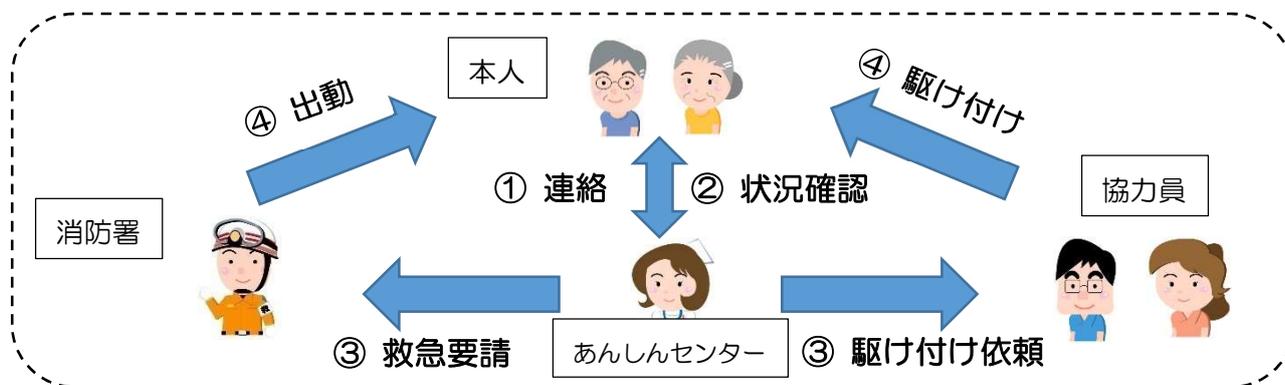
体調に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等が、自宅で安心して過ごせるように緊急通報装置を貸与します。「自宅で具合が悪くなった」、「誰かに来てほしいが声が出ない」など、助けを呼びたいときに使用します。

■利用について

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし（に準ずる）高齢者 ・高齢者のみの世帯（に準ずる） ・ひとり暮らし（に準ずる）重度身体障がい者 	慢性疾患等で日常生活に注意を要する方
貸与機器	<p>【電話回線がある場合（固定電話あり）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置本体 + ペンダント(携帯用通報ボタン) <p>【電話回線が無い場合（固定電話無し）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置本体（SIM型） + ペンダント(携帯用通報ボタン) <p>※機器は自宅内で使用します。外出先では使用できません。</p>	
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・無料（設置工事費と月々の利用料は市で負担） ・電話の基本料金や通話料金は自己負担です。 <p>※機器を破損、紛失した場合は、機器代を自己負担していただきます。</p>	

■通報のしくみ

- ①本人から緊急通報装置による通報
- ⇒ ②あんしんセンターで受信し、状況確認
- ⇒ ③救急車要請 もしくは 協力員に駆け付け依頼
- ⇒ ④救急車出動 もしくは 協力員が本人宅に駆け付け状況確認



■申請方法 市役所介護保険課にご相談いただき、申請書を提出します。

申請場所	市役所 1階 介護保険課
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①申請書（様式第1号） ②協力承諾書（様式第2号） <p>・市内の方お二人に駆け付けを依頼し、承諾書を記入してもらいます。 ※市内に協力員になれる方がいない、協力員が一人しかいない場合は介護保険課までご相談ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書、協力承諾書に記載した内容は「あんしんセンター」に登録します。 ・設置の際は、使い方の説明をしますので申請者ご本人様に立ち会っていただきます。なお、協力員宅には機器の設置はありません。